

公募型比較見積に関する通知事項（業務委託）			
1	見積りの方法	見積りは、必要事項を記入し記名押印をした見積書によりしなければならない。	
2	申込書提出の日時	公募型比較見積案件一覧表のとおり	
3	申込書提出の場所	大阪市水道局総務部管財課	
4	契約条項を示す場所	公募型比較見積案件一覧表のとおり	
5	契約履行についての説明	公募型比較見積案件一覧表のとおり	
6	申込書の金額記載方法	価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積金額欄に記載すること。	
7	契約書作成の要否	契約書作成の要否 要	
8	見積りの無効	(1)	参加資格のないものがした見積り又は書面による確認を受けない代理人がした見積り
		(2)	指定する日時までに指定する場所に提出されなかった見積り
		(3)	見積者の記名押印がない見積り
		(4)	同一見積りについて見積者又はその代理人が2以上の見積りをしたときは、それらの見積り
		(5)	同一見積りについて見積者及びその代理人がそれぞれ見積りしたときは、その双方の見積り
		(6)	見積金額又は見積者その他主要部分が識別しがたい見積り
		(7)	訂正印のない金額の訂正、削除挿入などによる見積り
		(8)	見積りに関し不正な行為を行ったものがした見積り
		(9)	机上または現場説明がある見積りについては、説明を受けなかった者がした見積り
		(10)	本市が指定する見積書を用いないでした見積り
		(11)	指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった決定候補者がした見積り
		(12)	その他見積りに関する条件に違反した見積り
9	契約相手方の決定	(1)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積りをした者を契約の相手方とする。
		(2)	最低見積価格が予定価格を超えている場合は、当該最低価格見積者と価格交渉のうえ、契約相手方を決定する。
		(3)	(2)において、最低価格見積者が2者以上いる場合は、当該最低価格見積者による再度の比較見積を行い、 契約相手方又は価格交渉の相手方を決定する。
10	比較見積の不成立	(1)	9(2)及び(3)に定める価格交渉によっても 契約相手方が決定しなかったとき
		(2)	見積参加者がいないとき又は比較見積参加資格を有している者がいないとき
11	その他	(1)	最低制限価格を設ける場合は周知文へ明示する。
		(2)	比較見積手続きに問題が発生した場合等、必要と認めるときは当該比較見積を延期又は中止することがある。
		(3)	契約相手方の決定から契約締結までに、契約相手方が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。
			① 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
			② 大阪市水道局契約規程第30 条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるとき
		(4)	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
		(5)	この比較見積参加資格の審査等の取扱いに定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市水道局契約規程等の定めるところによる。